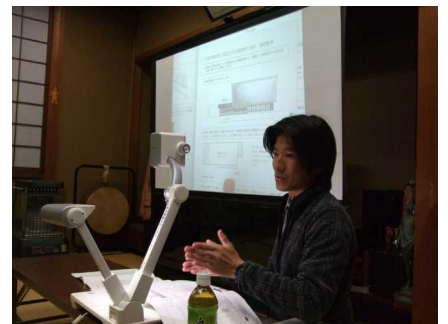




## 伝建制度について学ぼう！！

5月の守る会定例会において、守る会委員を対象とした見出しの学習会を開催しました。昨年度の反省会で、委員を勇退されました長瀬吉美氏より「委員も若返ってきているので、今一度伝建制度の基礎を学ぶ機会が必要では」とのご意見をいただき、実現の運びとなりました。講師には教育委員会文化財係の松本継太氏をお願いし、意義ある学びの一時を過ごしました。以下にその概要を紹介いたします。

**伝建制度とは……**文化財法の改正にともないできた制度。白川村荻町は昭和51年に重要伝統的建造物群保存地区第1号（計6地区）の1つとして選定を受けた。同地区は昭和46年に住民憲章を立ち上げ保存活動をスタートしたが、さらに国の財政的支援を得る方策として伝建制度で守る道を選んだ。村が定める「白川村伝統的建造物群保存地区保存条例」において保存地区の決定、現状変更行為の規制や許可基準、罰則等を定めている。さらに同条例の規定に基づき「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」が定められ、伝建物や環境物件の決定、それらの整備計画や助成等に関して定められている。



【教育委員会松本氏】

**景観保存基準とは……**上記保存条例や保存計画を基に、より具体的な保存基準を定めたもの（教育委員会・昭和60年施行）。「白川村伝統的建造物群保存地区景観保存基準」として図説の入った小冊子にまとめられている。通則、伝建物の保存修理基準、伝建物以外の外観修景の基準の3節で構成されている。毎月の定例会で行う現状変更申請の審議は、これらの具体的な保存基準に照らし合わせ、景観保全と住民の生活に関わる諸事情を加味しながら、教育委員会に提出する意見書を作成する作業となる。通則では、建築物10m以下の高さ制限や軒の出（80～140cm）、道路との壁面線（1.8m以上）、野外広告物は「荻町から看板を失くす運動」に準ずる等の規定が記され、伝建物では落屋増築部分の面積制限（合掌家屋面積の1/2または100㎡以内）、色や外観各部の仕様、建具例、伝建物以外では、合掌家屋の景観を損なわない外観各部の仕様（伝統的様式）、高さ基準（8m以下、付属建築物は4.7m以下）等の基準が記されている。



【景観基準の小冊子を見ながら学ぶ委員】

**ガイドラインとは……**守る会が平成12年度に策定したもの。住宅の新築又は増築改築、土地の形質の変更、駐車場の3節で構成されている。上記景観基準に定められていない部分を規定したもの。例えば保存基準では「最小限度」と表現されていても、人によってその捉え方には差がある。それらを現状変更申請の審議を進める上での具体的な基準としていくためにガイドラインが定められたといえる。景観基準の小冊子末尾に掲載してある。平成23年に「有料駐車場に関わるお願い」の文書を配付したが、それはガイドラインの規定に準じて考えられている。以上。

松本さんには、限られた時間の中で具体的な例を示しながらわかりやすく解説していただきました。これを機会に景観基準やガイドラインに対する認識をさらに高め、景観保全と住民生活に配慮した公平な審議ができるよう努めてまいります。紙面の都合上お話の全てを掲載できていないことをお断りいたしますとともに、ビデオ撮影の許可をいただき撮影しましたので、ご覧になりたい方は和田までお知らせ下さい。松本さん、ありがとうございました。 【文責：和田】

# 観光車両自主規制にむけての取り組みスタート!!.....

4月18日に荻町公民館において、本年度第1回荻町交通対策委員会が開催されました。事務局より今までの取り組みや昨年の大寄せでの決定事項等の説明があり、今後の取り組みについて慎重な審議を行いました。その中で、①26年4月からの自主規制にむけて、診療所移転等に関わる準備努力を行政サイドで進めていただく。②高山警察署よりお話のあった公安規制については、検討課題としてそのプラス面マイナス面を整理し審議を継続していく。③GW時の交通渋滞対策として、飯島電光掲示板や診療所前交差点の看板設置、誘導員による公共駐車場への誘導、みだしま駐車場・寺尾駐車場の運営を実施する。④GW以降は自主規制にむけての実験的な取り組みや看板誘導、状況に応じて誘導員の配置を行う。⑤旧荻町駐車場の跡地利用として、お客様や住民が集える公園化や葬祭時の駐車場に配慮した多目的スペースとして今年度中に設計、来年度工事を目指す。⑥展望台行きシャトルバスは、今年度1年限り旧荻町駐車場発着を継続する。⑦卸業者車両の集落内進入については、土産物組合と協議し、その時間帯や駐車場所についてのお願いを文書で発送する。以上の点について確認・決定を行いました。



【観光車両を公共駐車場へ誘導】

新聞報道では、「マイカー観光は20日から自粛を」「あすからマイカー規制」と渋滞対策の事前告知を支援くださり、テレビ報道では、GWの対策実施状況や観光客の声を取り上げ、景観保全を目指す対策委員会の活動を後押しする好意的な報道をしてくださっています。「目指すは世界遺産の景観!!」「保存があつての活用!!」という考えに立ち、今後も住民と行政が一体となって取り組みや話し合いに参画していきたいと考えています。ご意見ご質問等ありましたら、ご遠慮なくお知らせください。【文責：和田】

**トタン屋根の塗装代補助.....**守る会ではトタン屋根塗装の助成を継続実施しています。1㎡あたり146円を上限に補助金が出ます。塗装を自分で行った場合も、業者で行った場合も適用されます。少額ではありますがご活用いただきますとともに、景観保全へのご協力をお願いいたします。申請書は守る会各組委員・役員が持っていますので、書類を整え岩本事務局長へ提出ください。【文責：一般環境部長】

## 守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

## ＝ 4月の活動報告 ＝

- 4月 4日 役員会
- 4月 7日 センガ岩倉庫入れ替え作業（一般環境部）
- 4月 10日 4月定例会
- 4月 12日 ねそ4月号配付
- 4月 13日 旧寺口家雪囲い撤去・棟つつみ・清掃作業
- 4月 15日 現状変更現地調査（三役）
- 4月 18日 荻町交通対策委員会（三役）
- 4月 22日 旧寺口家屋根葺きに関わる打ち合せ会（三役）
- 4月 29日 村内一斉美化運動

## ＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

【6月の定例会は10日（月）公民館にて開催を予定しています。】

## ☆5月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆

- |                  |                     |             |
|------------------|---------------------|-------------|
| ***** 2階の増築（再申請） | ***** 自宅下屋と敷地コンクリート |             |
| ***** 基礎の改修      | ***** シャッターの取替      | ***** 看板修理  |
| ***** 自宅増改築      | ***** 仮設テントの設置      | ***** 倉庫の解体 |
- 白川村.....村道荻町板並・脇坂線山留修繕、村道荻町下ゴソ線落石等予防柵設置工事、同下ゴソ線側溝修繕